

氏家駅前交番だより 令和8年2月号



せきれい



4月1日から自転車の青切符制度が始まります!



令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

16歳以上
が対象



警察庁 自転車 交通安全 検索

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

～青切符(交通反則通告制度)
導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、
悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円

警察庁・都道府県警察



自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「**悪質・危険な違反**」であったときは、**取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。



交通反則通告制度とは

青切符

「反則行為^{*1}」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為: 道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの